

◎新潟県告示第304号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域